

改正

平成12年10月5日教委規則第3号

平成27年3月24日教委規則第4号

滑川町教育委員会傍聴人規則

傍聴人規則（昭和32年11月6日教委規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、滑川町教育委員会会議規則（平成27年教委規則第2号）第28条第2項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席）

第2条 傍聴席は、指定された一般席とする。

（傍聴の手続き）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢その他教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、代表者又は責任者の住所、氏名、年齢及び傍聴する者の氏名を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

（議場への入場禁止）

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴人の制限）

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- （1）酒気を帯びていると認められる者
- （2）異状な服装をしている者
- （3）銃器その他危険な物を持っている者
- （4）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- （5）笛、ラツパ、太鼓その他音の発する器具類を持っている者
- （6）会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者
- （7）前各号のほか、教育長において傍聴を不相当と認める者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、教育長の許可を得たときは、この

限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人が傍聴席にあるときは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。
- (2) 論談し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てること。
- (3) ハチ巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメツトの類を着用する等の示威的行為をすること。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用すること。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙すること。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をすること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をすること。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたとき、又は教育長が傍聴人の退場を命じた時は、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(委員長の指示)

第10条 前各条のほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年10月5日教委規則第3号)

この規則は、平成12年10月5日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日教委規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律

第76号。次項において「改正法」という。)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の滑川町教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、この規則による改正前の滑川町教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。